

新年を迎えるにあたって！

兵庫県保健環境部環境局長
中尾清二

新年明けましておめでとうございます。旧年中はフロン回収・処理推進協議会の皆様方にはフロン回収・処理システムの構築に向けて種々ご支援、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

阪神・淡路大震災の発生からはや1年を迎え、被災された方々には、この間多くのご苦勞をされましたが、新しい年を迎え、希望をもって1日も早い復興をなさることを期待しております。

さて、オゾン層の破壊、酸性雨、地球の温暖化、熱帯雨林の減少など、いま、地球規模の環境問題がより深刻さを増してきています。それは、私たちが豊かさを求めるあまり、多くの資源を消費し、様々な汚染物質を排出するなど、その回復能力をはるかに越えた負担を地球に強いてきたからといえましょう。

これらはいずれも、私たちが、いつしか大自然の摂理や、そのかけがえのなさを忘れがちになったことに起因していることから、環境問題の解決のためには、一人ひとりの環境保全と新たな創造をめざす主体的な取り組みが不可欠であることを表しています。

特に、近年、オゾン層破壊の予想以上の進行を背景として、フロンの回収・再利用・破壊の社会システムの構築が喫緊の課題となっており、すでに全国の多くの自治体、事業者、消費者等による自主的なフロンの回収等が、各地、各分野で進められています。

兵庫県では、こうした流れに先駆け、関係者の役割分担に基づく社会的システムの形成とその自主的取り組みを進めるため、平成6年12月14日にフロン回収・処理推進協議会が設立され、現在、被災地域のフロン回収をはじめ、当協議会が、すでに県下において中心的役割を担いつつあります。

こうした取り組みは、全国的にも評価を受け、国においても、関係省庁で構成される「オゾン層保護対策推進会議」の検討結果を踏まえ、昨年6月20日付け環境庁大気保全局長名で各都道府県知事宛に兵庫県のフロン回収・処理推進協議会をモデルに「市町村、関係事業者、消費者の参画を得てフロン回収推進のための協議会を設置・運営することにより、関係者のコンセンサスの形成を促進すること」を通達しました。

また、兵庫県では、昨年7月に環境問題に取り組む指針となる「環境の保全と創造に関する条例」を制定しましたが、そのなかで全国でもはじめてフロン放出禁止規制を規定しました。

本年7月のかかる規定の施行に向け、その規制が円滑に、かつ実効性をもって進められていくためには、設立後1周年を迎えた兵庫県フロン回収・処理推進協議会の今後の活躍が不可欠であることはいうまでもありません。

私たちは、昨年の震災から、モノの豊かさを追求することのむなしさを痛感するとともに、恵み豊かな地球環境を次の世代に継承していくうえで、人と人とが協力して困難に立ち向かうことの大切さを改めて学びました。このことを深く心にとめながら、今後とも皆様方の一層のご理解とご協力をお願いするとともに、本年が皆様方にとりまして、実り多き年となりますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

平成6年12月14日	兵庫県フロン回収・処理推進協議会設立総会
<平成7年 1月17日>	<阪神・淡路大震災が発生>
平成7年 2月13日~	ボランティアの方々の支援を得て被災地域でのフロン回収を開始
平成7年 2月13日	広報誌「トライアングル」第一号発刊
平成7年 4月末	ボランティアの方々の支援による被災地域によるフロン回収終了
平成7年 5月16日	平成7年度第1回兵庫県フロン回収・推進協議会理事会開催
平成7年 6月 2日	フロン回収中間報告会（ボランティアの集い）開催
平成7年 6月13日	第1回兵庫県フロン回収・処理推進協議会通常総会開催
平成7年 6月20日	環境事業団地球環境基金から被災地域のフロン回収に対する補助が決定
平成7年 6月23日	被災地域におけるフロン回収の協力を各方面に呼びかけ
平成7年 7月 1日	被災地域における「フロン回収作業チーム」発足、作業開始
<平成7年 7月>	<平成7年度オゾン層保護対策推進月間>
<平成7年 7月18日>	<「環境の保全と創造に関する条例」に基づくフロン放出禁止規制が公布>
平成7年 7月21日	平成7年度第2回兵庫県フロン回収・推進協議会理事会開催
平成7年 7月26日	フロン回収技術講習会開催
平成7年 8月末~	第1回カーエアコン対策、業務用冷凍空調機器対策、電気冷蔵庫対策委員会を順次開催
<平成7年 9月14日	「環境の保全と創造に関する条例」に基づくフロン放出禁止規制施行に向けて特定物質等の指定について「環境審議会」に諮問>
平成7年10月末~	第2回カーエアコン対策、業務用冷凍空調機器対策、電気冷蔵庫対策委員会を順次開催
平成7年11月11日	エコフェスティバルに参加し、フロン回収を実演
平成7年11月13日	第1回企画委員会を開催

**条例に基づくフロン排出規制が本年7月1日施行
されます。**

兵庫県では、昨年7月18日、「環境の保全と創造に関する条例」を公布しました。
この条例のなかで、地球環境問題への新たな環境施策に対応するため、全国的にもはじめのフロン放出禁止規定を、罰則規定とともに規定されました。

すなわち、冷蔵庫、カ-エアコン、業務用機器等の冷媒に使用されるフロンの大部分が廃棄時に大気放出されていることから、消費者も含めこれに関わるすべての関係者に対し、その役割に応じて、回収・処理への取り組み、協力をより促進していこうという趣旨から、かかる規定が設けられました。

その規定の体系は、図のとおりとなっています。
公布されたフロン排出規制にかかる条文は、次のとおりです。

第3節 オゾン層の保護

(特定物質の排出の制限)

第144条 何人も、オゾン層を破壊する物質のうち規則で定めるもの(以下「特定物質」という。)をみだりに大気中に排出してはならない。

(特定物質排出防止基準の設定)

第145条 知事は、特定物質を使用する機器のうち規則で定めるもの(以下「特定物質使用機器」という。)を使用し、修理し又は廃棄するに当たっての特定物質の大気中への排出を防止するための基準(以下「特定物質排出防止基準」という。)を定めるものとする。

2 第33条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による特定物質排出防止基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(特定物質排出防止基準の遵守)

第146条 特定物質使用機器を使用し、修理し、又は廃棄しようとする事業者は、特定物質排出防止基準を遵守しなければならない。

2 第61条第4項の規定は、前項の規定に違反している者について準用する。

(特定物質の排出防止のために講ずる措置への協力)

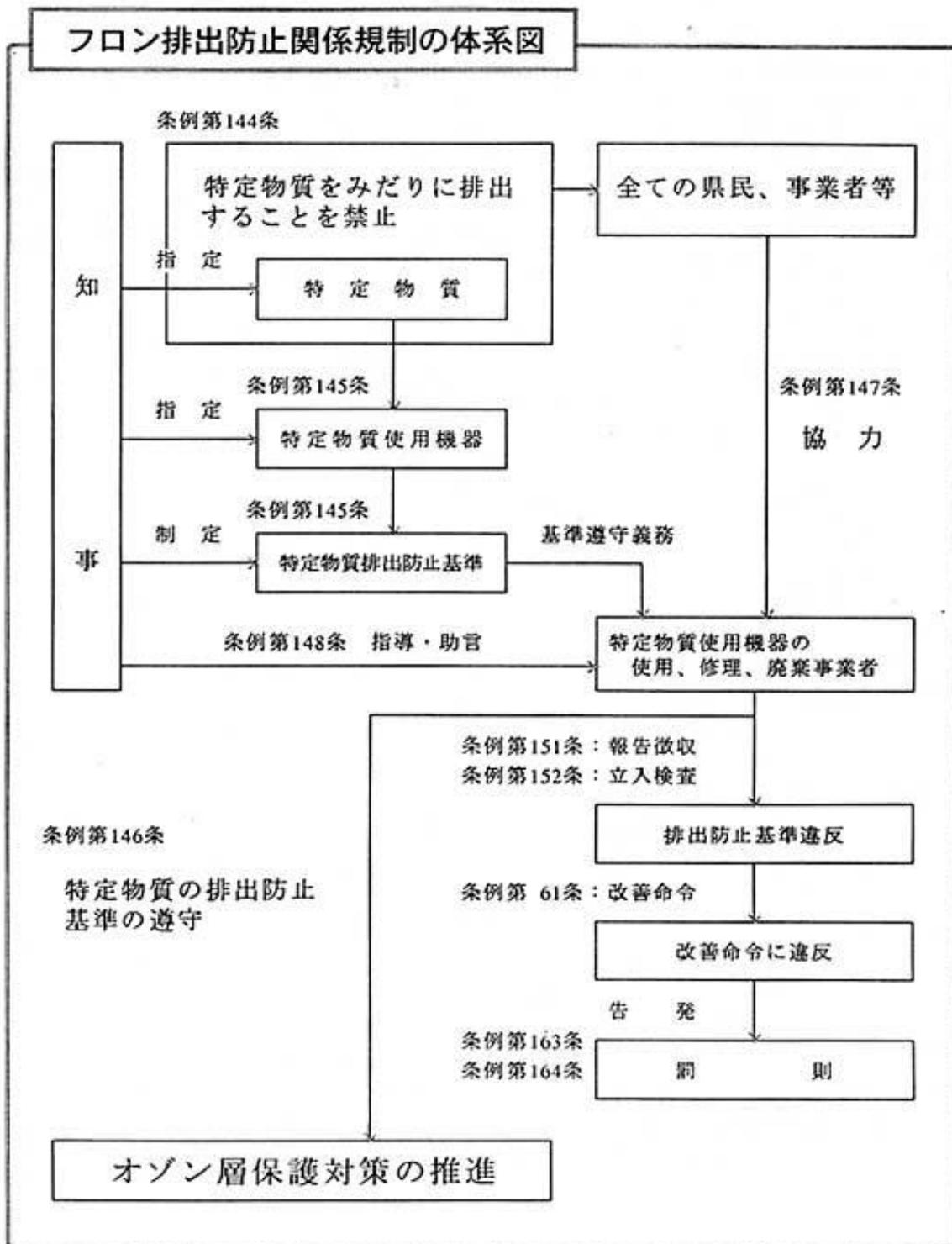
第147条 特定物質又は特定物質使用機器を製造し、販売し、又は使用する者は、前条第1項の事業者が特定物質の大気中への排出を防止するために講ずる措置に協力するように努めなければならない。

(指導又は助言)

第148条 知事は、特定物質の大気中への排出の防止を図るため、第146条第1項の事業者に対し、指導又は助言を行うものとする。

県では、条例第144条に規定されたオゾン層破壊物質(特定物質)並びに第145条第1項の規定に基づく特定物質使用機器及び特定物質排出防止基準の設定等については、昨年の9月14日に環境審議会に諮問し、大気環境部会で鋭意審議が行われ同年11月22日答申を受けました。

今後、当審議会の答申を踏まえ、これに基づいて規則、基準が作成され、平成8年3月までに公布されることとなっています。



環境・ひと・くらしのフォーラム

～ 1月25日、尼崎市アルカイクホール・オクトで開催～

今年1月25日、「環境と人との真の共生とは何か」を考え、県民・事業者・行政が一体となった地域レベルでの取り組みを提起するための「環境・ひと・くらしのフォーラム」をが、尼崎市アルカイクホールオクトで開催されます。

このフォーラムは兵庫県、尼崎市、(財)あまがさき未来協会が主催し、本協議会等の共催で開催されるもので、「環境と人との共生」をテーマとする第1部では、熱帯雨林の研究の権威で京都大学生態学研究センター教授である井上民二氏の特別講演、「フロン問題」をテーマとする第2部では、ドイツバイエルン州廃棄物研究所副所長であるジョセフ・トランクラ氏による基調講演、国際協力事業団参事の石 弘之氏をコーディネーターとするパネルディスカッションが行われることとなっています。

環境問題に対する国民の意識が最も高い国のひとつであるドイツから講師を招き、ドイツの人々の意識の高さや、先進的な活動に触れることにより、今後の地域レベルでの環境問題に対する取り組みの展開にとって大変有意義なものになると期待しています。

開催趣旨

地球上には140万種もの生命が共生しています。地球は46億年の長い年月をかけて生物を育む穏やかな環境を創りあげてきました。

しかし、その恵み豊かな環境は、それぞれが密接な関わりをもち、極めて微妙なバランスの上に成り立っています。

今、そのバランスが急速に崩れつつあります。

フロンガスによるオゾン層の破壊、二酸化炭素の増加による地球の温暖化、熱帯雨林の急速で大規模な破壊など、地球環境は確実に悪化しています。

私たち人類は、地球の限りない資源と浄化能力を信じ、豊かな生活を求めて地球環境に大きな負担を強いてきました。その代償が現在の地球環境問題なのです。

地球環境問題は、人間の活動が、環境への配慮が不十分なまま、あらゆる分野で拡大してきたことに起因しています。私たちは、被害者であると同時に加害者でもあるのです。

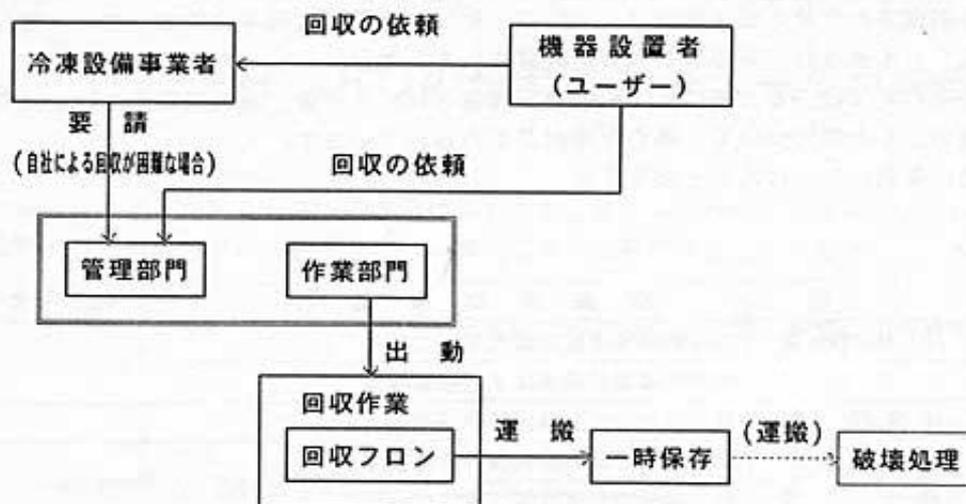
したがって、その解決には、これまでの消費型物質文明社会を「環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会」へと移行させる必要があります。私たちに求められるものは、ひとりひとりの意識の変革と、地域に根ざした地道な取り組みなのです。

「環境と人との真の共生とは何か」を考え、県民・事業者・行政が一体となった地域レベルでの取り組みを提起するため、フロン回収・処理のテーマを中心に本協議会も共催して1月25日尼崎市にあるアルカイクホール・オクトで「環境・ひと・くらしのフォーラム」を開催します。

区 分	回 収 量	備 考
家庭用電気冷蔵庫	1,403kg (10,792台)	市町清掃工場等による回収結果
業務用冷凍・空調機器等	13,568kg	作業チーム及び機器工事業者による回収結果
計	14,971kg	

回収したフロンは、再利用するほか、千葉県市川市にあるプラズマ法フロン破壊実験施設に搬送し、破壊処理しています。

(回収作業チームによるフロン回収作業フロー)



より一層のフロン回収の要請を

1. 回収作業チームの編成とその役割

回収作業チームは、推進協議会に属し、回収作業チームは、冷凍空調機器を扱う専門技術者2名で1チームを構成し、車載型回収装置を使用して被災した事業所及び使用者からの要請に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロンを回収します。

2. 回収・処理費用

回収作業チームによるフロン回収・処理費用は、無償です。
(環境事業団地球環境基金・兵庫県から補助を受けています。)

3. フロン回収依頼の連絡先(電話又はFAXにより依頼して下さい)

〒650 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 県環境局大気課内
兵庫県フロン回収・処理推進協議会事務局内 フロン回収作業チーム

電話：078-362-3284 FAX：078-362-3966

注意：連絡先が平成8年1月4日から上記に変更されています。

本事業は、環境事業団の補助を受けて実施しています。

本協議会が実施している「被災地域からのフロン回収」事業は、環境事業団「地球環境基金」の助成を受けています。

補助額は、1,200万円です。

専門委員会が設置されました

平成7年7月21日開催された第2回兵庫県フロン回収・処理推進協議会理事会において、「専門委員会委員の指名」が承認され、各専門委員会が設置されました。

各専門委員会については、8月末に第1回会合が開催され、その後、条例規制やフロン回収にかかる費用負担のあり方等について、熱心な検討が進められています。

各専門委員会委員の方々はこちらのとおりです。

各専門委員会委員一覧

	役職名	氏名	所属団体役職名	備考
企画委員会	委員長	小林悦夫	兵庫県保健環境部環境局大気課長	
	委員	山口増喜	神戸市環境局環境保全部指導課長	
	委員	川島侃一郎	兵庫県高圧ガス協同組合理事長	
	委員	長谷川泰弘	(社)兵庫県自動車整備振興会専務理事	カーエアコン委員長
	委員	池田正義	兵庫県冷凍空調設備工業会副会長	業務用低温機器委員長
	委員	進藤隆	兵庫県廃家電品適正処理協力協会会長	電気冷蔵庫委員長
	委員	森川一郎	(社)兵庫県産業廃棄物協会理事兼事務局長	
	委員	長本政子	兵庫県消費者団体連絡協議会事務局長	
カーエアコン対策委員会	委員長	長谷川泰弘	(社)兵庫県自動車整備振興会専務理事	
	委員	中尾正一	兵庫県自動車販売店協会	
	委員	木下義之	兵庫県自動車電装品整備商工組合専務理事	
	委員	藤岡博之	兵庫県自動車リサイクル処理工業会幹事長	
	委員	村山正蔵	兵庫県中古自動車部品協同組合副理事長	
	委員	池田正		

業務用低温機器対策委員会	長	義	兵庫県冷凍空調設備工業会副会長	
	委員	中井宗和	(社)兵庫県空調衛生工業協会理事	
	委員	帯山清	兵庫県冷凍設備保安協会会長	
	委員	下山治良	兵庫県高圧ガス協同組合理事	
電気冷蔵庫対策委員会	委員長	進藤隆	兵庫県廃家電品適正処理協力協議会会長	
	委員	阿多修	兵庫県保健環境部環境局環境整備課課長補佐兼一般廃棄物指導係長	
	委員	佐用長敏	姫路市市民局環境事業室係長	
	委員	上村宏	尼崎市保健環境局環境事業部環境処理センター企画調整担当係長	
	委員	永吉互	西宮市環境衛生局環境施設部東部総合処理センター施設管理係長	
	委員	長本政子	兵庫県消費者団体連絡協議会事務局長	
	委員	筒井信博	兵庫県廃家電品適正処理協力協議会幹事	

モントリオール議定書第7回締約国会合の開催

～ H C F C の規制スケジュールが前倒しに～

昨年12月5日から7日までの3日間にわたり、オーストリアのウィーンにおいて「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第7回締約国会合」が開催され、次の事項等が合意されました。

国としては、この結果を受け、オゾン層保護法の告示の改正等、所要の国内措置を講じることとしています。

[主な合意事項]

1 . 先進国を対象とした規制

(1) H C F C (ハイドロクロロフルオロカーボン) の規制スケジュールの前倒し

(2 0 3 0 年全廃 2 0 2 0 年全廃)

(2) 臭化メチルに係る全廃スケジュールの設定

(2 0 0 1 年 2 5 %、2 0 0 5 年 5 0 %削減、2 0 1 0 年全廃)

2 . 開発途上国を対象とした規制

(1) C F C 等の全廃スケジュールの確定

(C F C の 2 0 1 0 年全廃等)

(2) 開発途上国に対する H C F C 及び臭化メチルの規制スケジュールの設定

(H C F C は 2 0 1 6 年以降凍結、2 0 4 0 年全廃)

(臭化メチルは 2 0 0 2 年以降凍結)

ひょうごエコフェスティバル'95 に初参加

冷蔵庫からのフロン回収作業を実演
推進協議会の活動パネル展示
パンフレットを配布

昨年11月11日(土)に姫路市大手前公園で開催された「ひょうごエコフェスティバル'95」に当推進協議会が初参加しました。

環境保全活動コーナーに単独ブースを出展し、協議会の活動パネルの展示、フロン回収のためのパンフレット及びUVカードの配布を行うとともに、廃電気冷蔵庫、回収装置を会場に持ち込み、フロン回収作業の実演を実施しました。

一般県民や関係事業者の方々をはじめ、多くの方々の関心を集めました。

平成6年12月14日の設立総会后、さあこれからといった矢先にあの阪神・淡路大震災が発生、延べ1,000人にも及ぶボランティアの方々による被災地域からのフロン回収が本協議会の初仕事となりました。

作業のための人員・回収装置等の手配に休日返上で対応した日々、回収作業チームの立ち上げ、回収フロンの破壊処理等、あっと言う間に過ぎた1年ではありましたが、今振り返ってみると、本協議会の役割の幾分かでも果たせた1年ではないかと思っています。

しかしながら、昨年7月に公布された「環境の保全と創造に関する条例」の中では、フロンの放出禁止規制が規定され、本年7月に施行されることとなっており、まだまだこれからといったところです。

本年も誌名のごとく、県民・事業者・行政が一体となった活動を進めるべく頑張っていきたいと思っていますので、これからも会員の皆さん方のご協力、ご支援をよろしくお願い致します。

兵庫県フロン回収・処理推進協議会事務局

〒650 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県保健環境部環境局大気課内）

電話 (078)362-3284 FAX (078)362-3966